

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月及び同年7月  
前職を退職し、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で国民年金保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得日調査により、平成2年7月以降に払い出されていることが推認される上、申立人の所持する国民年金手帳において、資格取得日として同年6月25日、資格喪失日として同年8月21日及び申立期間当時の住所の記載が確認できることから、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であり、申立人が納付したとする金額についても当時の国民年金保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 51 年 3 月まで

A 市役所で国民年金の加入手続をし、20 歳になった昭和 47 年\*月から国民年金保険料を同市役所で納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市役所で申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、年金手帳記号番号払出簿及び前後の任意加入被保険者の資格取得日調査から、昭和 51 年 4 月 16 日に払い出されたと推認されることから、その時点まで、申立期間は国民年金の未加入期間であった上、当該手帳記号番号払出時点では、申立期間の一部分の保険料は制度上、時効により納付できなかったものと考えられる。

また、A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿は、昭和 51 年 4 月 17 日に作成されていることが確認できるが、申立期間の保険料は未納とされており、その納付記録とオンライン記録は一致している上、申立期間当時の住所地ではなく 50 年 10 月に移転した後の住所地が記載されているなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 700

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 54 年に事故で片目を失明後、障害年金のことを知人から聞き、55 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、2～3 か月ごとに A 市役所 B 出張所で国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 4 月から定期的に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日調査及び A 市役所からの回答によると、60 年 10 月に職権適用により払い出されていることが確認できるところ、その時点まで、申立期間は国民年金の未加入期間であったと推認できる上、当該手帳記号番号払出時点では、申立期間の保険料の大部分は時効により納付できなかったものと考えられる。

また、A 市が昭和 61 年 5 月に作成した「国民年金収滞納一覧表」によると、申立人の昭和 60 年度の保険料を納付したことを示す記載は無い上、申立期間直後の住所地である C 町（現在は、D 市）の国民年金被保険者名簿においても申立期間に係る保険料を納付したことを示す記載は無い。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 701 (事案 669 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から 58 年 1 月までの期間及び 58 年 3 月から 59 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 9 月から 58 年 1 月まで  
② 昭和 58 年 3 月から 59 年 10 月まで

前回申し立てたときには見つからなかったが、記録帳が見つかって、申立期間の国民年金保険料を納付していたので、納付と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料は郵便局で 1 か月ごとに納付を行っていたと主張しているが、当時、A 市の指定金融機関に郵便局は含まれていなかったことから、郵便局では保険料を納付できない上、当該期間の納付書は、3 か月ごとの納付書であったことから、申立人の主張と相違するなど、当該期間について保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 5 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す新たな資料として、昭和 57 年 12 月から 58 年 9 月までの期間及び 59 年 6 月の月ごとの支出の中に保険料額を記入しているとして記録帳を提出しているところ、当該記録帳は、記載されている公共料金が当時の金額と一致しないなど、正確な支出記録とは認められず、申立期間の保険料を納付していたものと推認することは困難な上、ほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで  
申立期間について、実際の給料の額と年金記録の標準報酬月額に相違があるので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたが、保険料の徴収権が時効により消滅した後に提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に基づき、平成23年7月8日付けで15万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、A社が提出した所得税源泉徴収簿により、申立人の申立期間に係る保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額はオンライン記録上の標準報酬月額と同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。